

議案第二十四号

小河内地区農業用用水路改修事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。



昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年三月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

- 一 工事の名称
単渠小河内地区農業用用水路改修工事
- 二 工事場所
東伯郡三朝町大字小河内地内
- 三 工事の概要
改修延長三〇〇メートル、幅四〇センチメートル
深さ四〇センチメートル、コンクリート三方舗装で改修する。
一、九〇〇、〇〇〇円
- 四 事業費
請 負
- 五 事業の実施方法
昭和四十九年度
- 六 工事の時期
昭和四十九年度